特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡市長

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
((別添1)事務の内容
I	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
V	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容 ※	・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の加入喪失手続き及び保険料免除受付等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) 1. 第1号被保険者 資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理 2. 第1号被保険者・任意加入被保険者 氏名変更・住所変更の受理、住所変更報告(転出)・居所未登録者の報告、資格記録・生年月日性別訂正報告書の報告、国民年金手帳の再交付申請の受理、付加保険料の納付の申出の受理,付加保険料の納付しないことの申出の受理 3. 任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者 資格取得・資格喪失(死亡喪失)申出の受理 4. 農業者年金基金の被保険者である第1号被保険者 行加保険料の納付の申出の受理,付加保険料の納付しないことの申出の受理 5. 保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) 該当届出、不該当届出の受理 6. 保険料全額(または一部)免除の申請,保険料全額(または一部)免除の取消の届出 7. 納付猶予の届出、取消の届出 8. 学生などの保険料納付の特例に係る申請,特例の不該当届の申請,特例の取消の申請 9. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などに関する裁定請求書、申請書,届出書の受理・審査・通知 10. 受理した届書等を日本年金機構へ送付する。
③対象人数	<選択肢>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	

システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	(資格管理) ・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者、付加年金加入等の受付・送付情報・資格を管理する・保険料免除申請の受付・送付情報の管理、結果の管理、住民税情報を取得し所得情報帳票の作成(給付管理) ・20歳前障がい者、遺族基礎年金受給者情報の管理 ・請求書の受付・送付情報、裁定結果の管理 (統計機能) ・第1号被保険者の届出別件数等、統計用の集計表を作成する機能 (庁内連携) ・住民税情報等、国民年金事務に必要な情報を取得する。 (日本年金機構への報告) ・受理した届出等の内容入力後、報告帳票の出力機能 ・電子媒体での報告対象である資格取得届書等の内容のデータ作成
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム
② ピジンハームこの [女称	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム

[〇]その他 (業務共通基盤システム

システム2		
①システムの名称	業務共通基盤システム	
②システムの機能	1. ポータル機能 :ICカードによる利用者認証, 権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2. システム間連携制御機能 :共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3. 運用管理機能 :システム監視, 稼働記録(ログ)管理, ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム	
少にのクステムとの 接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム	
	[〇]その他 (各業務システム)	
3. 特定個人情報ファイル名	B Commence of the commence of	
国民年金情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	国民年金法第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格異動届,免除申請,裁定請求等を受理する上で,被保険者の正確な世帯構成,所得状況等を把握する必要がある。	
②実現が期待されるメリット	・所得情報,住民関係情報が必要な場合は,日本年金機構が情報提供ネットワークを通じた地方税関係情報,住民票関係情報の照会が可能になり,行政効率の向上が図られる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	_	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉局総務部医療年金課	
②所属長	医療年金課長 結城 康之	
8. 他の評価実施機関		
_		

(別添1) 事務の内容 被 日本年金機構 保 福岡市 険 ⑧ 申請書等を 送付(必要書類 者 ① 資格取得,種別変更, 添付等) 資格喪失等,氏名・住所の 等 受付•確認•審 ⑦ 国民年金システムで内容 変更等の届出 查•決定等 を確認し、必要事項をシステ ムに入力。申請書等とともに 必要な報告書類を添付し年金 ② 任意加入, 資格喪失 機構へ送付。 申出. 付加保険料納付申 出等 国民年金原簿 ③ 保険料法定免除該当 への記録 届出,免除,納付猶予,学 牛特例申請等 国民年金システム ④ 裁定請求書の提出等 (老齢基礎, 障害基礎, 遺 個人番号 住基 族基礎年金, 寡婦年金, 死 情報 亡一時金, 未支給年金等) 市民税 情報等 住基システム ⑤ 国民年金受給権者現 沢居等の提出等 **宁**内連携 ⑥ 年金手帳再発行申請 住民税, 国保, 生保等のシ 等 ステムとの業務間連携 9 審查·決定結果 等の送付 市区町村へ 処理結果一覧表 の通知等 データの取込み 被保険者. 請 求者等への 通知 ⑩ 納付書の送付、保険料免除申請審査結果の通知、 裁定請求等についての決定通知, 年金手帳の送付等

(備考)

【資格取得·喪失等】

- ①第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入を含む)の資格の取得·喪失,種別変更,氏名·住所の変更等に関する届出等 【任意加入,付加年金納付等】
- ②任意加入(高齢任意加入を含む)及び資格喪失の申出,付加年金保険料納付・辞退の申出等

【保険料免除申請等】

- ③保険料法定免除該当届出, 保険料免除(全部・一部)申請, 納付猶予の申請, 学生等の保険料納付特例に係る申請等 【基礎年金請求等】
- ④老齢基礎年金, 障害基礎年金, 遺族基礎年金, 寡婦年金, 死亡一時金, 未支給年金等の裁定請求書の提出
- ⑤国民年金受給権者現況届(老齢基礎年金を除く)の提出等
- ⑥年金手帳再発行申請等
- ⑦⑧市区町村で受理した届出や申請書について,国民年金システムにて内容等を確認の上,必要な報告書類とともに,年金機構へ送付
- ⑨【年金機構→市区町村】年金機構での審査,決定等について市区町村へ通知
- ⑩【年金機構→被保険者等】被保険者等へ、納付書の送付、保険料免除申請の審査結果、裁定請求等についての決定通知など

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	ルの種類 ※		
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	・福岡市内に住民登録をしている国民年金第1号被保険者等及びその配偶者,世帯主,世帯員 (福岡市内に住民登録をしていた過去の第1号被保険者等を含む)	
	その必要性	加入喪失手続き、保険料免除判定、裁定請求書審査等の国民年金関係事務を行う上で、被保険者の 正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。	
④記録さ	れる項目	<選択肢> 「 50項目以上100項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号	
	その妥当性	・個人番号, その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報及び連絡先:第1号被保険者になった届出の際の住所を確認するため。本人への連絡等のため。転出, 死亡などの情報による資格喪失処理を適正に行うため。 ・地方税関係情報:保険料免除判定のため所得情報を日本年金機構へ報告する必要があるため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者(生活扶助者)の保険料法定免除該当の確認を行うため。 ・年金関係情報:日本年金機構への報告, 年金相談等に対応するため。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		平成28年1月25日	
⑥事務担当部署		各区保険年金課, 早良区入部出張所, 西区西部出張所	

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇] 本人又は本人の代理人
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民局区政課, 財政局課税企画課等)
11= v		[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構)
①入手元 ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[]その他()
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
企 八十万五		[]情報提供ネットワークシステム
		[]その他 ()
③入手の時期·頻度		○国民年金システムとしての入手 ・個人番号指定に係る準備行為として、個人番号の事前提供を受ける。番号利用開始後は、住民登録 に係る申請受付時に随時入手する。 ・市民税情報は毎月1回、市税総合情報システムから庁内連携によりデータを入手する。 ○個別的に対応する国民年金業務に際して入手 ・第1号被保険者資格取得・喪失等の手続き時・保険料免除申請時 ・裁定請求時等 ○日本年金機構から入手 ・第1号被保険者種別変更・加入手続き、保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの 裁定請求に係る届及び請求書の受理を行い、これらの書類を日本年金機構に提出し、日本年金機構で の処理結果一覧表を毎週1回、入手する。
④入手に係る妥当性		・第1号被保険者の種別変更・加入手続き等を受理し、日本年金機構に個人番号を含めた異動情報を提供するため、入手する必要がある。 ・保険料免除申請書、裁定請求書等を受理し、日本年金機構に個人番号を含めた異動情報を報告するため、入手する必要がある。 ・日本年金機構で保険料免除審査・決定を行うにあたり、市民税情報を入手する必要がある。 ・日本年金機構から送付される処理結果一覧表は、必要事項を国民年金システムに入力し、第1号被保険者及び障害基礎年金・遺族基礎年金等受給権者の資格管理を行うため入手する必要がある。
⑤本人への明示		・個人番号の利用については、番号利用法第9条第1項別表第一の31の項に明示されているとともに、 庁内連携を通じた入手については、番号利用法及び条例で定められる。 ・本人及び日本年金機構から入手する情報については、国民年金関係法令で定められている。
⑥使用目的 ※		・国民年金第1号被保険者資格の管理,日本年金機構での保険料免除判定,老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求の受理・各種届出,申請書等の受理及び日本年金機構への送付
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署	保健福祉局医療年金課・各区保険年金課・早良区入部出張所・西区西部出張所・総務企画局情報システム課・総務企画局システム刷新課
	使用者数	<選択肢>

⑧使用方法 ※		I 国民年金第1号被保険者の加入・喪失、種別変更の受付及び資格管理等に関する業務・住所情報、厚生年金の加入資格喪失情報などから資格要件を確認し、受付及び資格管理を行い、届出・申請書等を異動情報を日本年金機構に送付する。 Ⅱ保険料免除受付に関する事務・免除申請を受付し、所得情報などから審査をし、申請書等を日本年金機構に送付する。 Ⅲ老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求に関する事務・裁定請求に係る書類(請求書、診断書等)を受付し、申請書類等を日本年金機構に送付する。 Ⅳ日本年金機構から送付される処理結果一覧表を受理し、上記 I からⅢの受付内容と必要な突合を行う。
	情報の突合 ※	(1)住民票関係情報と整理番号を突合し、住所、氏名、生年月日等とのマッチングを行い、資格を確認する。【上記 I・Ⅲ】 (2)地方税関係情報と申請情報を整理番号を用いて突合して、所得額を確認する。【上記 Ⅱ・Ⅲ】 整理番号とは、住民記録業務で個人を特定する福岡市固有の番号
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・該当なし
⑨使用開始日		平成29年4月3日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] < 3) 件 (3) 件 (3) 件 ((3) ((((((() (((() (() (()) (<t< th=""></t<>	
委託	事項1	共通基盤の運用・保守業務	
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得,システムの稼働状況の監視,障害・異常発生 時の確認及び復旧,自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	
②取抗人情報	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <mark>※</mark>	住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除された者を含む。	
	その妥当性	運用・保守作業については、バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応において、全てのデータを取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	
⑥委託先名		株式会社日立製作所	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、 再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、許諾している。	
	⑨再委託事項	・システム問い合わせの対応・各種システム変更作業・課題対応	

委託事項2		バックアップテープの遠隔地保管業務
①委託内容		バックアップデータを記録した電磁的記録媒体を遠隔地に輸送・保存するもの。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <mark>※</mark>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	バックアップテープの遠隔地保管作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル 全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>1) 10人未満2) 10人以上50人未満3) 50人以上100人未満4) 100人以上500人未満5) 500人以上1,000人未満6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		国民年金システムの運用保守業務
①委託内容		国民年金システムの運用支援及びシステム改修作業等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において、そのシステムが取り扱う個人情報ファイルについても取り 扱う必要があるもの。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (国民年金システム)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		富士通株式会社九州支社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [O] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)	
①法令上の根拠	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2	
②提供先における用途	・国民年金第1号被保険者等の異動の確認等 ・保険料免除, 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査, 決定等	
③提供する情報	・国民年金第1号被保険者等の異動情報 ・保険料免除, 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・第1号被保険者等で異動があった者。 ・保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求をした者及びその世帯員等	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]紙 []その他 ()	
⑦時期·頻度	週1~2回	
移転先1	市民局区政課	
①法令上の根拠	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例 ・住民基本台帳法第7条第11号及び同施行令第5条	
②移転先における用途	・住民票に記録する	
③移転する情報	国民年金の資格取得・喪失年月日,国民年金の被保険者の種別,基礎年金番号	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者本人	
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ()	
⑦時期·頻度	随時	

移転先2	保健福祉局国民健康保険課
①法令上の根拠	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例 ・国民健康保険法第113条の2
②移転先における用途	国保資格適正化(資格喪失届が出されていない被保険者)のため
③移転する情報	国民年金第1号被保険者又は第3号を喪失した被保険者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者本人
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	年1回
移転先3	保健福祉局介護保険課
移転先3 ①法令上の根拠	保健福祉局介護保険課 ・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例 ・介護保険法第203条
	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例
①法令上の根拠	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例 ・介護保険法第203条
①法令上の根拠 ②移転先における用途	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例 ・介護保険法第203条 介護保険料の算定, 介護保険料給付費支給決定に必要なため 老齢福祉年金受給者に関する情報 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例 ・介護保険法第203条 介護保険料の算定, 介護保険料給付費支給決定に必要なため 老齢福祉年金受給者に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	 番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例 ・介護保険法第203条 介護保険料の算定, 介護保険料給付費支給決定に必要なため 老齢福祉年金受給者に関する情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

6. 特定個人情	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 1. データセンター施設入口の関係者チェック 2. データセンター入口のセキュリティゲート 3. サーバー室入口の電子錠 4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはサーバーラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	被保険者及び日本年金機構からの年金資格情報の照会に対応するため、当分の間保管する必要がある。
③消去方法		ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報 が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
フ 備者		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民区分 世帯主情報 住民となった事由

現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

<年金基本>

宛名番号 基礎年金番号 旧年金番号

<年金連絡先番号>

電話番号

く資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理由 喪失日 喪失事由 喪失理由

<付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免該当情報 法免消滅情報 送付日 学校情報

<老齢裁定受付>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報

<障害裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報 診断書情報

<遺族裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡情報

<老齢福祉裁定受付情報>

宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡情報

宛名番号 相当年度 賦課年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象者配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除

<生保開廃情報>

生保開始日 生保終了日 扶助区分 生保措置番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	〈国民年金業務における措置) ・届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。 ・届出内容を国民年金システムへ入力後、届出書等と国民年金システム入力内容を突合し、確認を行う。 ・日本年金機構から送付されてくる処理結果一覧表と国民年金システム入力内容(受付処理簿)を突合し、確認を行う。 (庁内連携) ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	〈国民年金業務における措置〉 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 また、記載要領を充実し、必要最小限の記載となるようにする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし、不必要な書類を提出された場合は返却する。 ・届出内容を国民年金システムへ入力後、届出書等と国民年金システム入力内容を突合し、確認を行う。 ・日本年金機構から送付されてくる処理結果一覧表と国民年金システム入力内容(受付処理簿)を突合し、確認を行う。 (庁内連携) ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈国民年金業務における措置〉 ・届出書等へ記載を求める際には、特定個人情報を利用する理由を説明する。 ・様式に記入不要な個所がある場合は、当該箇所に誤って記入することのないよう説明する。 ・国民年金システムを利用する必要がある職員に対し、ユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード)による認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。 (庁内連携) ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	・届出,申請等の窓口において,本人確認の手続きを厳格に行う。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・システム端末により、住民基本台帳システムの基本情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①わかりやすい様式、記載例等により届出書等の記載ミスを防止する。 ②届出書等から特定個人情報を入力、削除または訂正をする場合は、必ず2重チェックを行うことで正確性を確保する。 ③入手した情報に疑義がある場合は、調査を行い、情報を修正する。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	①国民年金システムは基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報漏えいリスクを低減させている。 ②隣の窓口との間隔が狭い個所等については、パーティションを設けるなど、のぞき見防止の処置を行う。 ③個人番号を記載した保存不要な書類等は、使用後は、シュレッダー等の処理を行う。 ④個人番号を記載した書類等は、鍵付の書庫、保管庫等に保管し、紛失等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_	

3. 特定個人情報の使	用
リスク1: 目的を超えた総	ł付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク
宛名システム等における の内容	世間 国民年金業務では統合宛名システムは使用しない。
事務で使用するその他の ステムにおける措置の内容	
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(②) 情報でキュリティ共通美施手順」等において、適切な管理を行うよう定めている。
アクセス権限の発効・失效 管理	大っている] <選択肢> 1)行っている
具体的な管理方法	②アクセス権限変更/削除官理 ・所属長は、職員の異動が生じた場合は、すみやかにアクセス権限の変更/削除申請を本庁所管課を通じ情報システム課に提出する。 ・アクセス権限の変更にあたっては、所属長は業務上必要な権限であるかを確認する。
アクセス権限の管理	(選択肢> (変表) (選択肢> (2) 行っていない
具体的な管理方法	には、全員分を登録し直している。
特定個人情報の使用の記	
具体的な方法	システム操作履歴を記録し,操作した職員,日時,時間,またアクセスした内容を確認できる。原則として 5年間保存している。

その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	【
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスクに対する措置の内容	・システムへの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項について、契約事項に定める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製されるリスク
リスクに対する措置の内容	・システム上,管理権限を与えられた者以外,情報の複製は行えない仕組みとなっている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
性ウ囲し桂起の体用における	スの州のリフクみがスのリフクに対する世界

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他,特定個人情報の使用にあたり,以下の措置を講じる。 ①端末のディスプレイを,来庁者から見えない位置に置く。 ②個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 作業者は個人情報及び情報資産の取り扱いについて「業務委託における個人情報及び情報資産の取 り扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び 情報保護管理体制の確認 作業従事者一覧を提出させ確認している。 く選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもIDパ 具体的な制限方法 スワードにより認証している。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している] 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 作業者.作業内容を記録した作業記録の提出を求め、保管している。 具体的な方法 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1 Γ 1) 定めている 2) 定めていない 「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通 委託先から他者への 実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」に おいて、委託業務以外の目的のための委託業務に係る個人情報及び情報資産の第三者への提供の制 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 限に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。 の確認方法 受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を 確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。 「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通 委託元と委託先間の 実施手順1の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準1に 提供に関するルールの おいて、外部委託に際し、契約明記事項やこれらが遵守されているか等に係る情報セキュリティ管理者 内容及びルール遵守 との事前協議等の手続きを定めている。 の確認方法 受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を 確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。 く選択肢> 特定個人情報の消去ルール Γ 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない 「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通 実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」に ルールの内容及び おいて, 委託業務終了時の個人情報及び情報資産の返還, 廃棄等に関する事項を契約書等へ明記し, ルール遵守の確認方 遵守させる旨定めている。 法 受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を 確認するため、定期的に報告を求める、また、必要に応じて監査又は検査をする。 <選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する 定めている Γ 規定 「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通 実施手順」の規定に基づく、「業務委託における個人情報及び情報資産の取り扱いに係る措置の基準」 において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資 産の取り扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。 〈個人情報・情報資産取扱特記事項〉 ・秘密保持に関する事項 ・従業者の監督等に関する事項 作業場所の制限に関する事項 ・収集に関する制限に関する事項 規定の内容 ・使用及び提供に関する制限に関する事項 ・安全確保の措置に関する事項 ・複写・複製又は加工の制限に関する事項 ・再委託の制限に関する事項 委託業務終了時の返還,廃棄等に関する事項 報告及び監査・検査の実施に関する事項 ・事故発生時の報告に関する事項 ・事故発生時の公表に関する事項 •契約の解除に関する事項

	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[特に力をん	入れて行っ	っている]	1)特	沢肢> に力を 分に行	入れて ってい	行って「 ない	いる 2 4)十分に)再委計	:行って(むてい)	いる ない
	具体的な方法	実施おいう個	手順」の規 て,委託元	定に基づ の承認に E施機関の	く「業務 より第三)委託に	委託に 者に委 係るもの	おける(託する のである	国人情報 場合は らこと、多	吸及び , 再委 条例で	情報資 託先に 受託者	産の取.対して	り扱いに	係る措 業務に	Fュリティ共選 置の基準」I おいて取り打 者と同様の責
その他	也の措置の内容	_												
リスク	への対策は十分か	[+	·分である]	1) 特	沢肢> に力を. 題が残			2)十分で	きある	
特定值	固人情報ファイルの取扱	いのす	季託におけ	るその他	のリスク	及びそ	のリスク	に対す	る措置	<u> </u>				
_														

5. 特定個人情報の提供・移転	版 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転か	
特定個人情報の提供・移転 の記録 	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	(オンラインシステムによる提供・移転) ・国民年金情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 (一括処理による提供・移転) ・提供範囲、条件及び処理の実施時期を記録する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。 「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて本市の担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取り扱いに係る利用・承認、あるいは合意の手続きを定めている。 ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提	共・移転が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	「情報セキュリティ共通実施手順」に従い以下のとおり実施している。 1 庁内での移転については、法令上の根拠等を確認した上で、予め定められた提供機能及び範囲に限定することにより情報の提供・移転を制限する仕組みを構築している。 2 庁外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提出先に定められた事項についてのみ実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	「情報セキュリティ共通実施手順」に従い以下のとおり実施している。 1 庁内での移転については、法令上の根拠等を確認した上で、予め定められた提供機能及び範囲に 限定することにより情報の提供・移転を制限する仕組みを構築している。 2 庁外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提出先に定められた事項 についてのみ実施する。 3 日本年金機構へ提出する申請書や報告書類は、複数人で宛先、内容を十分に確認し提出している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対
_	

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[٠ ـ ـ ـ ـ ـ	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[١ .	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] ;	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個。	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] ;	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[٦ .	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] :	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	してしまき	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] ;	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	ゾそのリ	スクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・済	肖去								
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・源	大・毀損リ	スク						
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機	機関ではない	١]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に遵守し	て遵守してい。 ていない	る	2)十分に遵守している 4)政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に	整備している	3]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に整備し	て整備してい。 ていない	る	2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分に	整備している	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に整備し		る	2) 十分に整備している
④安全員への	全管理体制・規程の職 周知	[十分に	周知している	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に周知し		る	2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って			2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・設へめて・使・・を・回一置室監一一開一源し一が	易所による人を許いてきれた。 を許りまた。 で開始になった。 が一は神の本の本ではいる。 でででいる。 でででいる。 ででででいる。	は、施管ないでは、施管ないができないが、一番者者のでは、一番は、不知が、一番は、不知が、一番は、不知が、一番は、不知が、一番をかいが、一番をいいが、一番をいい、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは	女室室でつい定の供 いを室でいすの備 一く	括付けるから、 特別であるのでは、 はいますが、 のではませば、 のではなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ラによるモニタリン れた者に追従して、 一設置場所の入り 内に設置し施錠されできない。 なっている。 おり、全停電に備	ングを行ってい 不正に侵入す。 口の間の空間 れ、サーバーラ 気で48時間以 こわたり毎日設	る。るますラック	るサーバー室, サーバーと(共連れ)を防止するた人監視し, リモート開錠とこの鍵は事前にサーバーの 家働可能な自家発電設備 引において行っており, 週1 る。
⑥技術	斯的対策	[十分に行	行っている]	へ選択版ノ 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って			2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	用管理・サ設定用・サ設運用・サ設運用・サき 国ス・シス・	里用のサー/ バーへ接続 ごを行ったサ 目管理者が端 バー及び端 よみはできな 年金システ テムのネット	バーを介して 可能な端末・ーバーにリー 端末機では操 ま、機では操 い設定として ムおける措施・ワークは市	「端機モコグのとこと」が	機から ,接後 ン内。 部とは	実施する。 室管理を行った専行い、あらかじめ 端末機を使用させ 記録しており、事 接続しておらず、『 み可能であり、ア	明の場所により申請許可され つままいでも でる。 前に申請がある	:り, 付 た者 った: 竟でも	
⑦バッ	クアップ	[十分に	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って			2) 十分に行っている
8事的 周知	女発生時手順の策定・	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って			2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]			<選択肢> 1) 発生あり		2) :	発生なし
	その内容									
	再発防止策の内容									
⑩死者	番の個人番号	[保管	している]	<選択肢> 1) 保管している		2) '	保管していない
	具体的な保管方法	死者0	D個人番号I	こついても生	存者	と同様	の方法で保管して	ている。		
その他	也の措置の内容	_								
リスク	への対策は十分か	[十分	である	_]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3) 理題が建され		2)	十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスク	リスクに対する措置の内容 住民からの届出等をもとに、住基システムより情報を入手し、国民年金第1号被保険者情報の管理を 行っているため、保存する特定個人情報が最新の情報であることを担保できる。							
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	73:特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク						
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない						
	手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、「情報セキュリティ共通実施手順」に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理時粉砕等を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。 ・帳票等の紙媒体については、内部で定められた期間保存した後、シュレッダー等の処置を行う。						
そのイ	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_								

Ⅳ その他のリスク対策※

1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っているい (本市における措置)・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。	. 監	.E.	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
具体的なチェック方法 特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に「回実施している。	自己	と点検	└
(本市における措置)		具体的なチェック方法	・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて
・福岡市情報セキュリティ監査実施要項に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市セキュリティ監査中計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に実施している。監査項目については終務省の「地方自治体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 (工業者に対する教育・啓発 「 十分に行っている	監査	F	1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている
大分に行っている		具体的な内容	・福岡市情報セキュりティ監査実施要項に基づき,中期の監査基本方針を「福岡市セキュリティ監査中計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ,外部監査,内部監査を定期的に実施している。監査項目については終
(1) 研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取り扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図でいる。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特殊の修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2) 各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティポロシンでの職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課	. 従	業者に対する教育・西	
・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取り扱いできめた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図でいる。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課	業者	背に対する教育·啓発	1
		具体的な方法	・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取り扱いできめた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図ている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課
		の他のリスク対策	

V 開示請求、問合せ

1. 犋	定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求	 校先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL 092-711-4129 FAX 092-733-5619
②請求	 求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
	特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数	数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付による開示の場合は, 写しの作成及び送付に係る費用を負)
④個,	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	個人情報ファイル名	国民年金ファイル
	公表場所	・市ホームページ ・総務企画局 行政部 情報公開室
⑤法*	冷による特別の手続	_
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 [_
2. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連約	各先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 保健福祉局 総務部 医療年金課 TEL 092-711-4235 FAX 092-733-5441
②対,	芯方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年9月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。
②実施日·期間	平成30年10月11日~平成30年11月9日
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	提出意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	平成30年11月28日(予定)
②方法	福岡市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 特定個人情報保護委員	会の承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②特定個人情報保護委員会 による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
5. 評価美 平成28年7月1日 当部署 ②所属長	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	医療年金課長 江口智之	医療年金課長 島崎直彦	⊪ 統	人事異動に伴い所属長を変 更するもので, 重要な変更に は当たらない。
平成28年7月1日	7. 特定個人情報の保管・消去 去 平成28年7月1日 ③過去3年以内に評価実施機 関において,個人情報に関する重大事故は発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生日(平成25年6月)から3 年経過するために記載内容を 見直しするもので、重要な変 更には当たらない。
平成28年7月1日	その内容	システムデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	事後	同上
平成28年7月1日	再発防止策の内容	DVDで運搬していたデータを,専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	事後	同上
平成28年7月1日	1. 監査 ①自己点検	く本市における措置> 年に1回, 担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に,「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し,運用がなされていること」に係る内容を追加し,運用状況を確認する。	<本市における措置> 年に1回, 評価書の定期見直し時に行う自己点 検チェックの中で, 評価書の記載が内容運用実 態と相違がないことも含めて確認している。	華級	点検方法の記載内容を単に 修正しただけであり, 重要な変 更には当たらない。

提出時期に係る説明	情報セキュリティだけでなく、 個人情報の取扱いに関する内容を追記したものであり, 重要な変更には当たらない。	重要な変更に該当する項目で はあるが、自己点検方法の強 化に伴う記載内容の変更であ り、リスクを明らかに軽減する 変更のため、重要な変更に当 たらず、事前の提出・公表が 義務付けられない。	意見聴取に関する手続きの追記に伴う修正。なお、重要な変更に終当する項目ではない を要に該当する項目ではない ため、事前の提出・公表が義務付けられない。
提出時	情報セキュリティだけで 個人情報の取扱いに関 容を追記したものであり な変更には当たらない。	重要な変更 はあるが、 にた子記庫 化に伴う記載 リ、リスクを担 変更のため、 たらず、事前 たらず、事前 義務付けらす	意見聴取に関する 記に伴う修正。な 変更に該当する」 ため、事前の提出 務付けられない。
提出時期	申 ※	争	事後
変更後の記載	〈本市における措置〉 (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(6ラーニング形式)し、個人情報の取り扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに関する基礎意識の自上を図っている。・情報セキュリティに関する基礎を表す。方式、新規採用職員を対象とした研修、情報をキュリティーン、で、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティーを「10人で特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 (2)各種周知について、おり、情報セキュリティーにSより派遣される講師等)を招き、対の報報を大力の対象とした研修等、全れぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 (2)各種周知について ・特報セキュリティーンス、注意喚起等により、情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティに対し、で関係課と連携して通知する等、情報セキュリティで関係課と連携して通知する等、情報セキュリティで関係課と連携して通知する等、情報セキュリティス及び個人情報の取り扱いに関して継続的に周知を行っている。	(本市における措置) ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を 年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも 含めて自己点検している。	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見 公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開 室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案 の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファケシミ リ、電子メールおよび情報公開室や情報プラ ザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付け る。意見に対する本市の考え方については、市
変更前の記載	 (1)情報セキュリティ研修について・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎り扱いを含めた情報セキュリティ研修を毎り扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに関する基礎意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、希望者を対象とした研修、希望者を対象とした研修、希望者を対象とした研修、希望者を対象とした研修、希望者を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やリーにSより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティに係る各種周知について・情報セキュリティに係る各種周知について・情報セキュリティに係る各種周知に回知といる。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について・情報セキュリティに係る各種周知について・情報セキュリティに係る各種周知について・情報セキュリティに係る各種周知に対象を持続を行っている。・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティに情報の適切な取り扱いや情報セキュリティは特別の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セティリティに関して継続的に周知を行っている。 	(本市における措置) 年に1回, 評価書の定期見直し時に行う自己点 検チェックの中で, 評価書の記載内容が運用実 態と相違がないことも含めて確認している。	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファケシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。
項目	2. 従事者に対する教育・啓勢員・格力な方法	IV その他のリスク対策 11. 監査 ①自己点検	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ①方法
変更日	平成28年7月1日	平成29年8月1日	平成29年8月1日

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	医療年金課長 島崎 直彦	医療年金課長 結城 康之	事	人事異動に伴い所属長を変更するものであり, 重要な変更するものであり, 重要な変更に該当する項目ではないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の加入喪失手続き及び保険料免除受付等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) 1. 第1号被保険者 資格喪失の承認申請(任意脱退)の受理,資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理(中略) 7. 若年者納付猶予の届出,取消の届出	・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の加入喪失手続き及び保険料免除受付等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) 1. 第1号被保険者 資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の 受理 (中略) 7. 納付猶予の届出,取消の届出	呻 忽	法改正に伴い一部の事務を 削除及び事務名称を変更する ものであり, 重要な変更に当 たらない。
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※ (別添1)事務の内容	※変更前は(別紙1)に記載	※変更後は(別紙1)に記載	墙	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。 あわせて、誤字修正及び法改正に伴い事務名称を変更するもの。

提出時期に係る説明	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。 あわせて文言の見直しを行うもの。	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。	新システムの構築に伴い、シ ステム開発前までに提出する もの。
提出時期	温 师	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福
変更後の記載	(資格管理) ・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者、付加年金加入等の受付・送付情報・資格を管理する・保険料免除申請の受付・送付情報の管理、結果の管理、住民稅情報を取得し所得情報帳票の作成、統計機能) ・第7号被保険者の届出別件数等、統計用の集計表を作成する機能(庁内連携)・住民稅情報等、国民年金事務に必要な情報を取得する。 ・任民稅情報等、国民年金事務に必要な情報を取得する。 ・日本年金機構への報告)・受理した届出等の内容入力後、報告帳票の出力機能	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム [O]税務システム [O]税務システム [O]をの他(業務共通基盤システム)	業務共通基盤システム
変更前の記載	(資格管理) ・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者、付加年金加入等の受付情報・資格を管理する。 ・保険料免除申請の受付情報の管理、結果の管理、住民税情報を取得し所得情報帳票の作成計機能) ・全蔵前障がい者、遺族基礎年金受給者情報(統計機能)・第1号被保険者の届出別件数等、統計用の集計表を作成する機能(庁内連携)・「市内連携)・「中内連携・ステムを通して、住民税情報等、国民年金事務に必要な情報を取得する。(日本年金機構への報告書作成)・受理した届出等の国民の受付処理システム入力後、報告帳票の出力機能	[]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム []税務システム []税務システム	(2)
項目	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム1 ②システム1	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム1 ③他のシステムとの接続	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム2 ①システム2
変更日			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム②システム2②システムの機能	(逞歌)	 1. ポータル機能 3. ジンステムの起動を行う機能 3. システムの起動を行う機能 3. 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3. 運用管理機能 3. 運用管理機能 3. 運用管理機能 3. 次テム監視。稼働記録(ログ)管理、ウイルスカチム監視。 	追	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	1 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ステムとステムとこれのシステムとの後続	(涅敦)	[]情報提供ネットワークシステム	福	新システムの構築に伴い, シ ステム開発前までに提出する もの。
	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令 第1条の2	番号利用法第9条第1項 別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令 第1条の2	争	略称を修正するものであり、 重要な変更に当たらない。
	工特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	[100項目以上]	[50項目以上100項目未満]	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	□特定個人情報ファイルの概要2.基本情報④記録される項目主な記録項目 ※・業務関係情報	[] 国税関係情報 [〇] 地方稅関係情報 [○] 地方稅関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童者福祉,子育て関係情報 [○] 生活保護,社会福祉関係情報 [○] 生活保護,社会福祉関係情報 [○] 生超則勞團関係情報 [○] 年也與係情報 [○] 年也與係情報 [○] 字校,教育関係情報 [○] 二次書関係情報 [○] 二次書関係情報	[]国税関係情報 [〇]地方稅関係情報 []健康·医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 [〇]生活接,社会福祉関係情報 [[]介護·高齡者福祉関係情報 [0]年全関係情報 [0]年全関係情報 [0]年全関係情報 [0]字在·教育関係情報 [0]字位,例関係情報	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	I 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号,その他識別情報:対象者を正確に ・特定するため。 ・4情報及び連絡先:第1号被保険者になった届 ・4情報及び連絡先:第1号被保険者になった届 ・出の際の住所を確認するため。本人への連絡 等のため。転出,死亡などの情報による資格喪 ・地方税関係情報:保険料免除判定のため所得 情報を日本年金機構へ報告する必要があるた め。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 (生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者 ・生活保護・対会福祉関係情報:生活保護者 ・生活関係情報:日本年金機構への報告,年金	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報及び連絡先:第1号被保険者になった個別の際の住所を確認するため。本人への連絡等のため。転出、死亡などの情報による資格要等のため。・ 中方税関係情報:保険料免除判定のため所得情報を日本年金機構へ報告する必要があるため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者(生活保護・社会福祉関係情報:生活保護をおっている。 ・ は一、 は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。
	工特定個人情報ファイルの概要 要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	※変更前は(別紙2)に記載	※変更後は(別紙2)に記載	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	工特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成28年1月25日	華	その他の項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付け られない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	□ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用(1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	[〇]本人又は本人の代理人 [〇]評価実施機関内の他部署(市民局区政課, 財政局課税企画課, 国民健康保険課等) [〇]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) []地方公共団体・地方独立行政法人() []民間事業者() []その他()	[〇]本人又は本人の代理人 [〇]評価実施機関内の他部署(市民局区政 課, 財政局課税企画課等) [〇]行政機関・独立行政法人等(日本年金機 構) []地方公共団体・地方独立行政法人() []民間事業者() []その他()	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。
	工特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	・個人番号の利用については、番号法第9条第1項別表第一の31の項に明示されているとともに、庁内連携を通じた入手については、番号法及び条例で定められる。 ・本人及び日本年金機構から入手する情報については、国民年金関係法令で定められて。	・個人番号の利用については、番号利用法第9 条第1項別表第一の31の項に明示されている とともに、庁内連携を通じた入手については、番 号利用法及び条例で定められる。 ・本人及び日本年金機構から入手する情報につ いては、国民年金関係法令で定められている。	華後	略称を修正するもの。その他 の項目の変更であり、事前の 提出・公表が義務付けられな い。
	工特定個人情報ファイルの概要 要3.特定個人情報の入手・使用 例使用の主体使用の書本	保健福祉局医療年金課·各区保険年金課·早良区入部出張所,西区西部出張所	保健福祉局医療年金課・各区保険年金課・早良区入部出張所・西区西部出張所・総務企画 局情報システム課・総務企画局システム刷新課	遍	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	工特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑨使用開始日	平成28年1月1日	平成29年4月3日	垂後	その他の項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付け られない。
	工特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 ※	委託する (4)件	委託する (3)件	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。
	11特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	II特定個人情報ファイルの概要 要4.特定個人情報ファイルの取電子計算機オペレーション業務扱いの委託 表記事項1	共通基盤の運用・保守業務	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新システムの構築に伴い、シ ステム開発前までに提出する もの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	□特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1①委託内容	□特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取 大型汎用機による電算処理の実行, 帳票印刷扱いの委託等配事項1①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得,システムの稼働状況の監視,障害・異常発生時の確認及び復旧,自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	海・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。
	工特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	オペレーション作業については, 全てのデータを取り扱う必要があるため。	運用・保守作業については, バックアップ取得, システム障害・異常発生時の対応において, 全 てのデータを取り扱う必要があるため。	福	新システムの構築に伴い, シ ステム開発前までに提出する もの。
	□特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1④委託先への特定個人情報ファイルの取つを託金がある	[]専用線 []電子メール []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]紙 []その他([]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []でラッシュメモリ []のラッシュメモリ []紙 [O]その他(システムの直接操作)	遍	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	工特定個人情報ファイルの概要 要4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社FGOテクノ	株式会社日立製作所	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。
	工特定個人情報ファイルの概要 要4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ②再委託の有無	再委託しない	再委託する	海 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新システムの構築に伴い、シ ステム開発前までに提出する もの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	工特定個人情報ファイルの概要 要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	再委託承認申請において、その必要性、範囲、 要件について明記させ、再委託の理由に妥当 性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主 たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人 情報保護に係る措置について審査のうえ、許諾 している。	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	工特定個人情報ファイルの概要 要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 表話事項1 再委託 ③再委託事項	(追記)	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応	福	新システムの構築に伴い、シ ステム開発前までに提出する もの。
	1 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2⑥委託先名	株式会社ワンピシアーカイブ九州支社	株式会社日立製作所	临	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	工特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取 行政システム九州株式会社扱いの委託 委託事項3⑥委託先名	行政システム九州株式会社	富士通株式会社九州支社	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
	工特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取 情報入力業務扱いの委託 委託事項4	情報入力業務	※記載削除	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。
	工特定個人情報ファイルの概要 要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(1件) [O]移転を行っている(4件) []行っていない。	[O]提供を行っている(1件) [O]移転を行っている(3件) []行っていない。	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新システムの構築に伴い、シ ステム開発前までに提出する もの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	□特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1①法令上の根拠	・住民基本台帳法第7条第11号及び同施行令第5条	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例・住民基本台帳法第7条第11号及び同施行令第5条	垂後	根拠法令の追記であり, 重要な変更に当たらない。
	□特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2①法令上の根拠	・番号法第9条第2項の規定に基づ〈条例・国民健康保険法第113条の2	・番号利用法第9条第2項の規定に基づ<条例 ・国民健康保険法第113条の2	垂後	略称を修正するもの。その他 の項目の変更であり, 事前の 提出・公表が義務付けられな い。
	1年定個人情報ファイルの概要要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ⑥移転方法	 「 」 庁 内連携システム 	[O]庁内連携システム []専用総 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []カラッシュメモリ []紙 []その他()	事後	その他の項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付け られない。
	工特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	保健福祉局介護福祉課	保健福祉局介護保険課	車後	課名変更によるもの。その他 の項目の変更であり,事前の 提出・公表が義務付けられな い。
	□特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3①法令上の根拠	・番号法第9条第2項の規定に基づく条例・介護保険法第203条	・番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例・介護保険法第203条	垂後	略称を修正するもの。その他 の項目の変更であり、事前の 提出・公表が義務付けられな い。

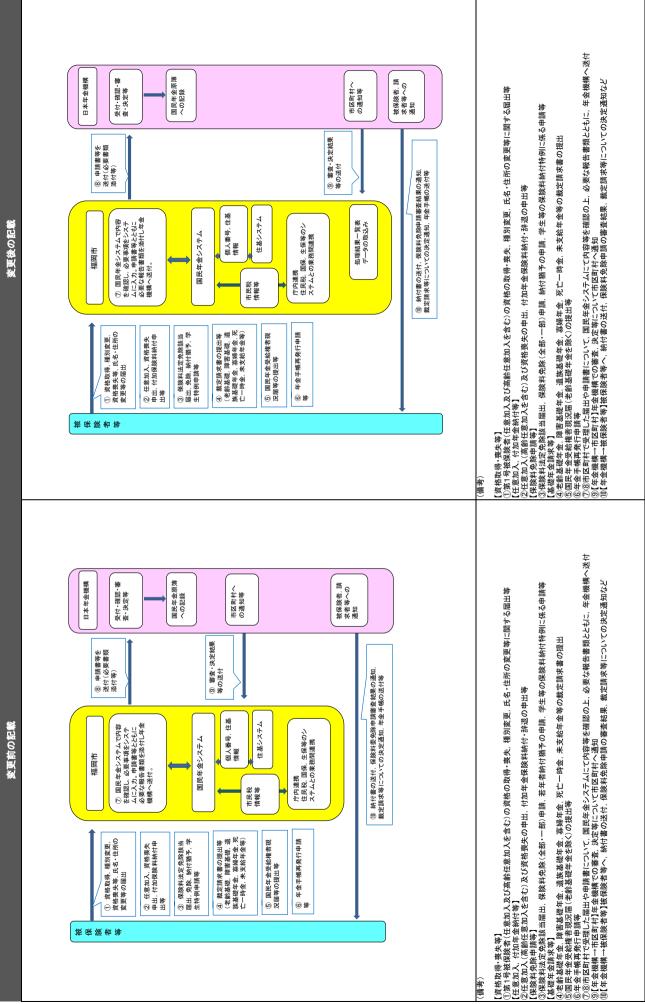
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	工特定個人情報ファイルの概 [(要要	[〇] 庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []カラッシュメモリ []紙 []その他()	[]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []との他()	争	その他の項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付け られない。
	工特定個人情報ファイルの概要 要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	農林水產局農業政策課	※記載削除	垂	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。

提出時期に係る説明	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。		
提出時期	順 把	塘		
変更後の記載	・特定個人情報は、データセンター事業者内にる。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過 するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 1. データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過 するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 1. データセンター施設入口の関係者チェック 2. データセンタールの電子錠 4. サーバー室入口のセキュリティゲート 3. サーバー室入口の電子錠 4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 ・大室を許可されない者が入室を許可された者 に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止 するため、データセンター入口のセキュリティ ゲードは有人監視を実施しており、それぞれの 入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとの サーバーには監視カメラを設置している。 ・サーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの 使用許可を得た者以外の者が開錠することは できない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には に対かアッケー内(サーバー室内を含む)には に対かが変配するにか、24時間365日警 備具が常駐し、監視を行う。 ・特定個人情報を含むサーバーラック内のデータの バックアップテープはサーバーラック内のデータの バックアップテープはサーバーラック内のデータの がクアップテープはサーバーラック内のデータの がクアップテープはサーバーラック内のデータの がクアップテープはサーバーラック内のデータの がックアップテープはサーバーが高の発の後間に 備え、遠隔地保管され。大規模災害等の後間に 備え、遠隔地保管され。大規模災害等の後間に はれた電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器 に格納し、鍵付保管庫で保管している。	特に力を入れて行っている		
変更前の記載	磁気カード及びパスワード認証による入退出管理を行っている部屋に設置したホストコンピュータ内に保管。ホストコンピュータへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要	再委託していない		
項目	□ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所 ※	四特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの取可委託 日本話による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
変更日				

提出時期に係る説明	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出するもの。	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。
提出時期	事前	遍
変更後の記載	「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取り扱いに係る措置の基準」において、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報が実施機関の委託に係るものであること、条例で受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させる旨定めている。	(本市における措置) ・データセンターでは、施設入口の関係者チェック他、個人ごとにICカードによるサーバー室、サーバー室、サーバー設置場所による入室者管理及び監視カメラによるモニタリングを行っている。 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、監視カメラによりサーバー室とサーバー設置場所の入口の間の空間を有人監視にりモード開錠としたのを開放となっている。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データをない。 ・データをといる。 ・データをといる。 ・データをはにはたり毎日設備を打しており、全に関しては2系統受電設備を有しており、全に関係にはなりが、対しては2系統受電影構を有しており、全に関にはまたり毎日設備内において行っており、週1回バックアップデータを磁気媒体に暗号化して出力し、遠隔地保管を行っている。
変更前の記載		(本市における措置) CPU室及びオペレート室は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している, CPU室内及びオペレート室内は常時監視カメラでモニタリングしている。 CPU室の記憶装置は床に固定し、停電時も危機が正常終了できるまでの予備電源を備えている。 前日のパックアップデータを別建物で保管し、データ消去リスクに備えている。
項目	 	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 特定個人情報の保管・消去 大力、特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク (5)物理的対策 具体的な対策の内容
変更日		

項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (第7. 特定個人情報の保管・消 五大 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(国民年金システムおける措置) 大型汎用機のネットワークは市の外部とは接続 しておらず、隔離された環境である。 大型汎用機へのアクセスは限定された者のみ 可能であり、アクセスログを保存している。	・システムのオペレーションは磁気カードにより 入退室管理を行い、業務システムとは分離され た統合運用管理用のサーバーを介して端末機 から実施する。 ・サーバーへ接続可能な端末機は、入退室管理 を行った専用の場所により、他のサーバーと接 続できない設定を行ったサーバーにリモート接 続を行い、あらかじめ申請許可された者が操作 する場合のみ、統合運用管理者が端末機から ログイン後、端末機を使用させる。 ・サーバー及び端末機では操作の内容を記録しており、事前に申請があった場合以外は磁気媒体の でおり、事前に申請があった場合以外は磁気媒体への書き込みはできない設定としている。 (国民年金システムおける措置) ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・システムのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。	福	新システムの構築に伴い, システム開発前までに提出する もの。

別添1)変更箇所 (別紙1)



(別添2)変更箇所 (別紙2)

が大力と言う	く宛名> 元宛名 四人番号 世帯番号 元名番号 個人番号 世帯番号 正名情報 生年月日 性別 続柄 1 世民区分 世帯主月相 性民となった事由 現住所情報 住民となった事由 現住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 華頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報	(本年金基本) 宛名番号 基礎年金番号 (大年金連絡先番号) 区電話番号	〈資格情報〉基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理由 喪失日 喪失事由 喪失理由 三一〈付加情報〉其礎年金番号 付加加入情報 付加賠退情報	- 7.		金 宛名番号 基礎上的 我是一个 裁定請求情報 請求者情報 死亡情報 人名哈姆 基礎生命 在金二一片 裁定請求情報 請求者情報 死亡情報 人名滕福祉裁定受付情報 医内骨板 死亡情報 加名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡情報	特(S所得情報> :對 宛名番号 相当年度 賦課年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除对象者配偶者 障害者扶養数 理 特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除	診断 <生保開廃情報> 生保開始日 生保終了日 扶助区分 生保措置番号	T 拉 人	.4	
K.Y. F. C. F. L. S. F. F. L. S. F. F. L. S. F. F. L. S. F. F. F. L. S. F. F. L. S. F. F. F. F. L. S. F.	(1)被保険者レコード、建理番号、異動コード、理由、資格取得年月日、区分、種別、資格喪失年月日、異動コード、種別、該当区分、非該当理記号番号・モー、整理番号、異動コード、理由、資格取得年月日、終了年月日、始期、終期、却下年月日、基金種別、資格取得年月日、終期、区分、事由、異動コード、却下理由、開始年月日、終了年月日、始期、終期、却下年月日、基金種別、資格取得年月日、資格取得如理年月日、資格喪失年月日、資格喪失処理年月日、佐意満了年月日、モ高満了年月日、モ高満了年月日、モ高満了年月日、日、本度、理由、処理年月日、電子の、電貨分の理日、年、産業、日、日、年、日、日、年、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、	(2) 得数皆堆レコード、整理者号,異動コード、理由コード、得喪年月日、得喪区分、種別、届出年月日、進達区分、処理年月日、区役所コード、整理者記号者号,異動コード、理由コード、(3) 得喪訂 エレコード、整理者号、年金記号者号、異動コード、理由コード、得喪年月日、得喪区分、種別、届出年月日、進達区分、処置年月日、区役所コード、(4) 付加管理レコード、(4) 付加管理レコード、(4) 付加管理レコード、の理年月日、該事政分、終期、届出年月日、進達区分、非該当理由、処理年月日、区務理者号、年金記号番号、異動コード、付加種別、異動年月日、該非区分、終期、届出年月日、進達区分、非該当理由、処理年月日、区	(5)付加コード 整理番号、年金記号番号、異動コード、付加種別、異動年月日、該非区分、終期、届出年月日、進達区分、非該当理由、処理年月日、区 役所コード (6) 気除管理レコード と登理番号、年金記号番号、免除区分、事由、異動年月日、期間、該非区分、届出年月日、進達区分、異動コード、処理年月日、区役所コトルココード	(7)免除にゴエノコード 整理番号、年金記号番号、免除区分、事由、異動年月日、期間、該非区分、届出年月日、進達区分、異動コード、処理年月日、区役所コード、却下理由 ド、却下理由 (8)記号番号管理レコード 整理番号、年金記号番号、記号番号区分、記号番号、訂正前記号番号、異動届出年月日、進達区分、異動コード、処理年月日、区役所コード 一ド 1)別用区付籍細レコード、処理・心致七十年を、私間、通数七十年を	(10)住参外レコード、カード・カー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	住民コード、舞動コード、異動年月日、異動届出年月日、受給開始年月、証書記号番号、支払郵便局コード、公的年金の状況、公的年金の種類、公的年金記号番号、証書交付フラグ、送付先フラグ、配偶者公年状況、配偶者公年種類、配偶者公年記号番号、失権理由、失の年月日、請求の有無、請求者氏名、請求者続務、処理年月日、区役所コード、電話番号(12)所得管理レコード (12)所得管理レコード 年度、整理番号・配偶者整理番号(新)、配偶者整理番号(旧)、扶養義務者(新)、扶養義務者(旧)、資格区分、締柄、本年支給状況、前年、整理番号・配偶者整理番号(新)、配偶者整理番号(日)、	年支給状況、定時届フラグ(8月)、定時届フラグ(4月)、パッチ・チスカフラグ、控除対象配偶者及び扶養家族の数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、総所得等の合計額、分離課務された長期・短期譲渡益、維措控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金民除、配偶者特別控除額、障害者の合計数、特別障害者の合計数、特別障害、普通障害、募婦、募婦特別、老齢者、勤労学生、処理年日、区役所コード、公年状況、みなし法人区分、所得による支給判定区分	整理番号、提動コード、異動年月日、届出年月日、受給権開始年月、記書記号番号、失権事由、失権年月日、障害等級、傷病コード、診断書提出年度、診断書提出サイクル、公的年金の有無、公的年金の種類、公的年金記号番号、電話番号、処理年月日、区役所コード(14)加算対象者レコード (14)加算対象者レコード 障害コード、整理番号(加算対象者)、氏名、性別、生年月日、続柄、処理年月日、区役所コード	(18)所得官理レコート、現沢届フラグ、控除対象配偶者及び扶養家族の数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、総所得等の合計年度、整理書の一下、現別届フラグ、控除対象配偶者の会計額、分離親我された長期・短期譲渡並、維措控除額、医療費控除額、社会保険判控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、障害者の合計数、特別障害、普通障害、寡婦、老年者、勤労学生、処理年月日、区役所コード、みなし法人区分、	(16)申請免除レコード 整理番号、年金記号番号、年度、区役所コード、SEQ、更新区分、免除種類、受付印、完了日、入力日(受理日)、更新区分、送付区分、 送付日、入力日(送付日)、更新区分、処理区分、決定種類、決定日、機械処理日、始期、終期、更新先区分、機械処理日、区役所コード、 取消情報、取消区分、始期、総期、継続免除区分	

整理番号、年金記号番号、年度、区役所コード、SEQ、更新区分、免除種類、受付印、完了日、入力日(受理日)、更新区分、送付区分、送付日、入力日(送付日)、更新区分、処理区分、決定種類、決定日、機械処理日、 始期、終期、 更新先区分、 機械処理日、 区役所コード、 始期、 終期

に1700年の20 (1700年の20 (1700年の20 (1700年の20 (1700年の3) (18)進達管理レコード 整理番号、異動SEQ、記号番号、順位、届出日、処理日、異動日、異動コード、進達区分、区役所コード (19)送付先記録レコード 区分、整理番号、登録年月日、中止年月日、納付書発行区分、郵便振替区分、催告状発行区分、口座ハガキ区分、電話番 及外、整理番号、登録年月日、中止年月日、納付書発行区分、郵便振替区分、催告状発行区分、口座ハガキ区分、電話番 名、異節年月日、区役所コード、郵便番号、住所、カナ町名、丁目、番、号、枝、方書、カナ方書、希望氏名、希望カナ氏 名、異節年月日、区役所コード (20)特記事項管理レコード (21)所得DB

後年17、パルパース (新分子) (北京 (北京) が属コード、職員コード、処理コード、異動コード、区分、整理番号 (新)、整理番号 (旧)、プログラム名、帳票種別、更新区分、プログラム経過テーブル (日)、プログラム名、帳票種別、更新区分、プログラム経過テーブル (25)オンライン用生保マスター (25)オンライン用生保マスター (25)オンライン用生保マスター (25)オンライン用生保マスター (25) ((24)ジャーナ/フロード